インボイス制度における「交通費の例外」

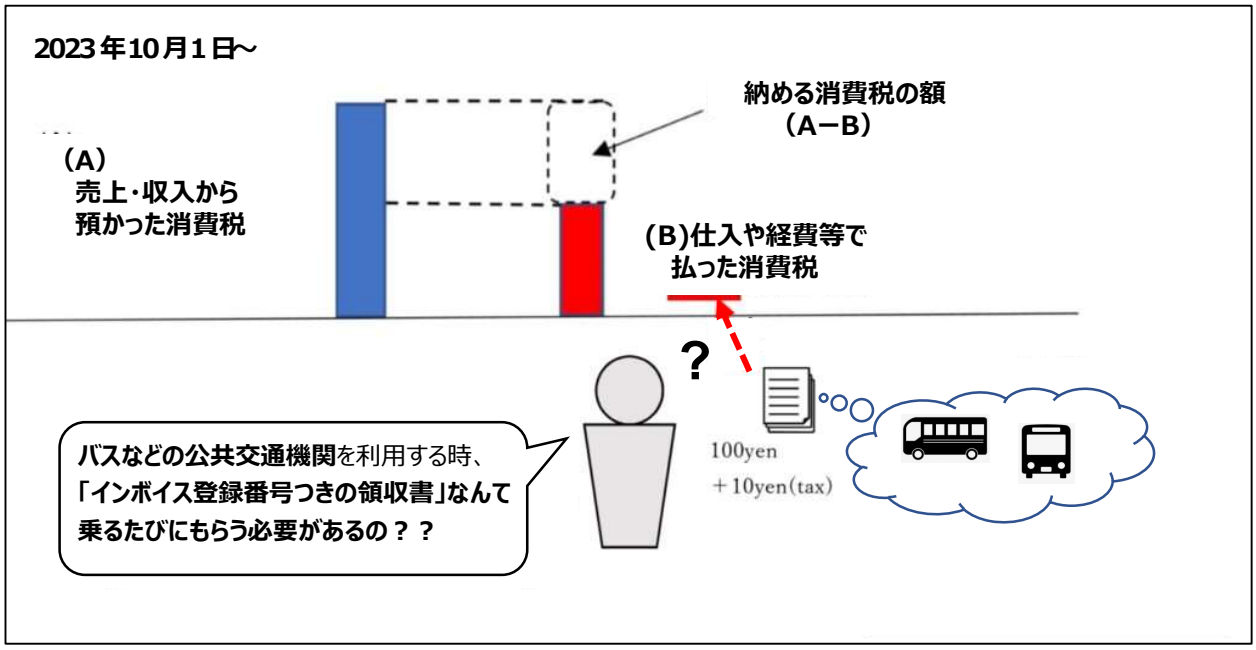

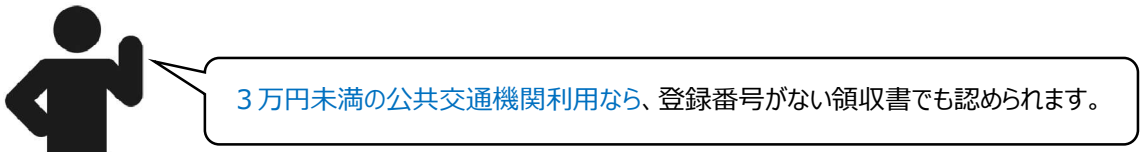

Q1）この場合でいう「公共交通機関」とは具体的に何を指すのですか？

→ バス、電車、船などです。 **タクシーは含まれません。**

Q2）4 枚で 52,000 円という乗車券代を支払った場合、インボイス登録番号の入った領収書は必要ですか？

→ **必要です。**

「3 万円未満」という基準は、各チケットの価格ではなく、**支払総額を基準に判断されます。**

Q3）1 ヶ月の交通費が総額で 3 万円以上の場合、インボイス登録番号の入った領収書は必要ですか？

→ **いいえ、不要です。**

1 回あたりの支払額が 3 万円未満であれば必要ありません。

Q4）従業員の出張費として 5 万円を支払いました。この場合はどうでしょうか。

→ **通常の出張に必要な金額であれば、3 万円以上であってもインボイス登録番号なしで問題ありません。**